

地域コミュニティアドバイザー会議（仮）部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 大牟田市附属機関設置条例（平成25年3月29日条例第43号）第8条及び大牟田市附属機関に関する規則（平成25年3月29日規則第36号）第4条の規定に基づき、大牟田市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）に部会を設置する。

（名称）

第2条 部会の名称は、地域コミュニティアドバイザー会議（仮）部会とする。

（任務）

第3条 部会は、「地域コミュニティの今後の在り方に関する提言書」の提言が実効性のあるものとなるよう、市や校区まちづくり協議会等に対し、提案・助言を行い、それらの進捗管理等を行う。

（委員等）

第4条 部会の委員は、委員会の委員から、委員会委員長が指名する。

（委員の任期）

第5条 部会委員の任期は、委員会委員長が指名した日から委員会委員の任期までとする。

（部会長）

第6条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長は、委員会委員長があらかじめ指名する者とする。

（報酬）

第7条 部会の委員報酬は、委員会の委員報酬に準じる。

（会議）

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議は原則として公開とし、会議録及び会議資料の公表等、市民への情報提供に努める。

(事務局)

第9条 部会の庶務を処理するため、市民協働部地域コミュニティ推進課に事務局を置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。